

令和6年6月4日

一般財団法人 日本熊森協会 御中

国土交通省北海道開発局
釧路開発建設部

北海道開発行政の推進につきまして、日頃から特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年5月23日に貴会から当部あてにメールにてお問い合わせのありました件につきまして、以下のとおり回答申し上げます。

既にご承知のとおり、道路は一般交通の用に供されることを目的とし、道路を利用する人や自動車に対して安全かつ円滑な道路交通の確保を前提に整備されております。

また、この目的を遂行するため、道路の構造の保全や円滑な道路交通の確保をするとともに、常時良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないように努めることが道路管理者の責務となっております。

このため、道路の一般利用者の不利益になるような行為や安全性を担保出来ない構造物の設置などは、原則禁止されています。ただし、道路に工作物、施設等を設置するなど、道路を一般交通以外の用に供することは原則許容されておりましたが、一定の条件下においては、特別に道路上に工作物等を設置できる権利が認められる場合もあり、これを道路占用といいます。

道路管理者による道路占用許可に当たっては、あくまでも道路の本来の機能を阻害しない範囲内で認められるものであり、設置する工作物の具体的な構造的安全性や設置する場所の適否、その後の維持管理方法などを審査し、その必要性や道路管理上支障とならないか等を道路管理者が判断した上で、許可の可否を決定します。

この道路占用許可を受けるためには、まず道路占用が可能な物件かどうかを審査する必要があり、設置する工作物等の内容について道路管理者へ申請を行っていただく必要がございます。

今回お問い合わせの件につきましては、昨今の情勢を鑑みても地域的要望が高いものとも思われ、内容によっては、道路管理者としても設置の可能性について検討する余地があると受け止めております。

このため、地域全体の問題として地元の合意を得つつ、道路区域内のどこに、どのような構造の物件（熊対策用）を設置できるか、また、地域住民や道路利用者にとって不利益となる要素の排除についても、地元自治体や専門家など関係者が協議した上で現地状況を一緒に確認しながら検討する必要があるものと考えております。

つきましては、まずは一度ご相談の場を設けさせていただき、熊柵等の設置に係る具体的な内容についてお話を伺いたいと考えておりますので、あらためて連絡をいただきたくよろしく申し上げます。

〈連絡先〉

釧路開発建設部公物管理課 魚住

電話：0154-24-7176

電子メール：uozumi-a22aa@mlit.go.jp